

第5回 厚木愛甲環境施設組合事業報告会（工事説明会） 概要

名 称 第5回厚木愛甲環境施設組合事業報告会（工事説明会）
日 時 令和3年10月16日（土）午後7時から午後8時10分まで
場 所 依知南公民館
出席者 18人
【組 合】 10人
【事業者】 7人

【概要】

1 開 会

2 挨拶

小宮事務局長）

皆様こんばんは。厚木愛甲環境施設組合事務局長の小宮と申します。よろしくお願いいたします。本日はお忙しいところ、お時間をいただき当説明会・報告会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。これから御説明させていただく新たなごみの中間処理施設につきましては、長い時間をかけて議論させていただきながら整備に至ったものでございます。現在の厚木市環境センターにつきましては、稼働後30年以上経過してございます。修繕等による施設の長寿命化を図りながら運営してまいりましたが、ここで建替えが必要な時期を迎えております。そのような中、地域の自治会を始め、多くの皆様に御協力をいただきましてここまで至ったものでございます。

また、用地の取得につきましては、58人の地権者の皆様に御協力いただき、用地取得が済んでございます。そして今年12月に工事着工を迎えることとなっております。工事の期間は令和7年11月までの4年間でございます。また、ごみの焼却処理施設に隣接しまして、平時は皆様に御利用いただける緑地も整備することとしてございます。また、新しい施設は災害時にも安定してごみの処理施設が運営できることといたしまして皆様の日常生活を維持できるよう努めてまいります。完成後も地域の皆様に愛される施設にしたいと考えてございますので、今後も皆様の御協力をお願いして挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

3 報告内容

- (1) ごみ中間処理施設整備事業の概要について（資料参照）
- (2) 施設整備の内容について（資料参照）
- (3) 事業スケジュールについて（資料参照）
- (4) 全体工事計画について（資料参照）

(5) 当面の工事予定について(資料参照)

4 質疑応答

参加者)

災害廃棄物一時保管場所に持ち込まれるごみ量はどれくらいでしょうか。

回 答)

災害廃棄物一時保管場所における処理トン数につきましては、今の計画で最大約33,000トンを見込んでおります。

参加者)

3ページ目の「厚木愛甲環境施設組合とは」ですが、組合の目的を説明する際、以前は「ごみ中間処理施設を整備運営することを目的として」という書き方ではなかったと思います。これをいつどのような理由で変更したのかお伺いします。

回 答)

以前は一般廃棄物処理施設の設置をすることが組合の役割として、組合規約に謳われておりましたが、事業者の選定に先立ち運営も組合の仕事として追加をされたものでございます。

参加者)

それはいつでしょうか。

回 答)

令和元年度に組合の規約が改定され追加されております。これは厚木市、愛川町、清川村それぞれの議会の議決をもって、組合の仕事として設置後の運営の部分が加わったものでございます。

参加者)

変更する前は、組合が設置後の運営をすることは考えていなかったのでしょうか。

回 答)

組合が設立されたのは平成16年の4月でございます。その当時3市町村の厚木市、愛川町、清川村で合意書を交わしていますが、その際に組合の仕事として一般廃棄物処理施設の設置とその後の運営を、合意されておりました。ただ、規約の中に載せる段階では、運営の部分についてはある程度事業が進み、具体化した段階で加えるべきであろうという神奈川県御指導もあり、規約上は運営を除いた形でスタートしたところでございます。そして、今回、事業の進捗に伴い運営の部分が加えられたものでございます。

参加者)

当初から運営までは考えていたが、市民に対して積極的に文書的な説明までは至らなかったということでしょうか。

回 答)

組合が設立された当時から運営の部分までは組合の仕事として行うことで3市町村の方針は決

まっていたますが、特にそのあたりの部分の説明はしておりません。

参加者)

現在稼働中の厚木環境センターの今後について教えてください。

回 答)

厚木市環境センターは昭和62年から稼働している施設でございます。新たに建設する施設が令和7年12月に稼働することから、そこで厚木市環境センターは役割を終えるものでございます。その後につきましては、厚木市の管理する施設でございますので、厚木市で検討をしていくものですが、ごみの収集業務につきましては引き続き厚木市の部分については厚木市で行うことになっておりますので、収集車の車両基地の機能は残すようではございますが、全体的な計画はまだこれから検討していくと聞き及んでおります。

参加者)

組合の将来的な役割ですが、構成する3市町村がそれぞれ収集することから、分別方式などもそれぞれ独自の判断となるかと思えます。その際の一部事務組合としての組合の役割をどのように考えていますでしょうか。

回 答)

組合の役割は先ほど言いました一般廃棄物の処理施設の設置と運営という部分でございます。ただ、構成市町村であります厚木市、愛川町、清川村それぞれ収集業務等を引続き行うわけですが、お話にありましたように分別方法等はそれぞれの施策で行っており、若干その辺が異なる部分もあるのは確かでございます。そこで厚木市、愛川町、清川村の情報共有の場を組合で設定し、可能な限りお互いに情報を共有して減量化、資源化に向けて進めていきたいと考えております。

参加者)

39ページにあります3メートルの盛土についてですが、近くに相模川があることからその大規模水害を考慮して盛土すると思えます。実際に災害が起きた時に、他の場所で発生した災害廃棄物を持ち込むことになっていきますので、ここが水没してしまったら全く意味がなくなってしまいます。なので3メートルの根拠について御説明いただければと思えます。

回 答)

盛土を3メートル行うことで概ね堤防道路と同じくらいの高さとなります。堤防道路と同じくらいの高さになることで、河川の水位が上がった時でも耐えられるものと考えております。

参加者)

3メートルの根拠は堤防に合わせてというのは分かりましたが、水が堤防を越えて大洪水になった場合、この3メートルの盛土は流出することはないのでしょうか。

回 答)

堤防道路と同程度の高さまで盛土することで、神奈川県が発表しております相模川の150年に1度の確立で起こり得る洪水が発生した場合でも、施設が浸水することはないと想定して盛土をしま

す。当然東北の大震災も1000年に一度というのがございますので、150年に1度もあり得ないということはありませんので本施設につきましては、地震や洪水等も想定して造るものでございます。

参加者)

28ページの工事工程について、7番目の周辺エリアの造成工事が令和5年から始まり、点在して工期の最後まで行うことになっています。17ページの土地利用計画図では、建設地南西側の交差点は既に圏央道の東側の側道が交互通行できるような図になっています。現在は厚木市環境センターの入口から極端に左側に回って圏央道の西側に出て、また右側に入るという変則の六差路になっております。工事車両の搬入も、現在のごみ収集車も同じ状況です。この変則交差点の整備をいつ行うのか見えませんが、造成工事や本体工事など全ての工事が始まるまでにそこに手を付けずに工事をされるようです。地元としては西側に工事車両が行かないように、工事が始まってすぐに変則交差点整備を行い、工事車両は圏央道の東側の側道だけで行き来できるようになれば、農業や住民に影響が少ないとお話をしてきたつもりですが、28ページの図面では環境センター入口の県道から工事現場に入るためには、最低でも1年半、下手をすると2、3年は変則的でないと入れない状態で工事を進める計画となります。このお話は今まで地元の環境保全委員会や対策部会で説明を受け、地元住民の自治会員の方に御承知していただけないというふうに考えるのですがいかがでしょうか。

回 答)

環境センターの変則交差点の部分につきましては、圏央道ができた際にこのような形状になったものと理解をしておりますが、その理由としまして、厚木市環境センターの都市計画区域を侵さないような形で当時施工されたものと考えられます。そして今回の工事の中で変則交差点の部分は、今後の警察との協議にもよりますが、実施する方向で計画しております。新たなごみ中間処理施設の令和7年12月の完成に合わせて、厚木市環境センターの都市計画を廃止する方向で都市計画手続を進める予定でありますので、変則交差点の改良につきましても、その都市計画を廃止するタイミングに合わせて工事をする計画でございますので、御理解をいただければと思います。

参加者)

地元住民としては、当然その交差点整備を行ってから施設の工事が進むものと思っておりましたが、この工程表では、令和5年以降でないと着手しない計画です。変則交差点が工事車両の一番のネックになるところなので、地元としては納得できない部分があります。早期に着手し金田東部自治会の影響が少なくなるように進めていただきたい。

回 答)

先ほどの繰り返しになりますが、都市計画の手続上、早期に着手することは難しいと考えております。

参加者)

工事の事業者の方にお尋ねします。35ページですが、厚木市環境センターと北側の予定地との

間の道路が令和5年の8月から令和6年の2月まで通行止めになる予定とのことですが、ここは非常に車の通行が多い道路です。迂回路についてどのように考えていただけるかをお尋ねします。また、この期間は全面通行止めなのかそれとも工事施工中だけが通行止めになるのかをお尋ねします。

事業者)

迂回路につきましては、圏央道に側道がありますので、そちらを通行していただくような形で案内看板を設置し、迂回路を明示させていただきます。また、通行止めの期間につきましては、申し訳ありませんがこの期間を全面通行止めとさせていただきます。なお、この期間につきましては、少しでも短くできるように工事を進めたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

参加者)

その周知方法について、例えば地元地域への回覧などはお考えでしょうか。また、それはいつ頃になるのでしょうか。それと迂回路は、農地側を迂回するのか、圏央道の東側を迂回するのか。それによっては厚木市環境センターから出るごみ収集車とバッテリーなども考えられますので、交通誘導員を配置するのかをお尋ねします。

事業者)

迂回路につきましては看板に地図を付け、皆様に周知をさせていただきたいと考えております。当然ごみ収集車などの車両も通りますので、現場の状況を見ながら交通誘導員は必要な場所に必要な人数を配置する予定で考えております。

回 答)

補足ですが、迂回路や通行止めの期間等につきましては、回覧等で地域の皆様にお知らせすることも考えております。

参加者)

設備、処理能力、最終処分についてですが、設備につきましては、当初から比べると焼却炉の処理能力がまた一段と少なく変更されて現状226トン/日となっています。その理由は、人口減やごみの減量化などによると思いますが、当初計画した際の処理能力はもう少し大きく、数年後に226トン/日に変わったという時代変化があります。それでこの施設は稼働してから40年使うことから、2050年をはるかに超えることとなります。そうしますと厚木市でも今年の2月に2050年カーボンニュートラルでゼロにするなど、国の動向変化を受け、神奈川県でも2030年にCO2排出量を46%に向上しようという動きをしています。それに対応するような時代の変化というのは、この施設は非常に分からない要素がたくさんあります。実際にごみの種類を見てもプラスチックの処分方法など、内容も含めて見えてきません。太陽光パネルはつけないとか、発電したのも高効率発電と呼んでいますが、その処理が中途半端になっているなどの課題があると思います。

人口にしても人口推計を含めて考えたと思いますが、厚木市の人口推計は更に悪い方に減少することが起きることを想定しておかないと、推計に合わなくなることはほぼ明らかだと思います。

時代に則した規模の変更や内容、処理能力の融通性などが求められると思います。そのような考えの中、実施設計はどのように対応されるのでしょうか。

回 答)

処理能力につきましては、今後の動向を見据え226トン/日に変更させていただいております。当初は273トン/日で設定させていただきましたが、施設を発注する前の段階で各市町村に将来のごみ量の推計を依頼しております。その際、人口減少やごみの減量化を見据えた中で、令和7年度については226トン/日に設定させていただきました。この規模は災害廃棄物の焼却分のプラス10%分が含まれており、それを見越した場合でも226トン/日であれば、令和7年度以降の処理能力としては問題ないと考えております。

参加者)

粗大ごみの不燃物については、どのような処理を考えていますか。

回 答)

不燃物につきましては可能な限り資源化を考えております。基本的には不燃物も資源化業者に委託し処理する予定です。

参加者)

有償、無償、逆有償とありますが、可燃物の焼却灰は有償で行い、その他のものについては、一部買取りも含めて従来どおりの方法で行うということでしょうか。

回 答)

そのとおりです。

参加者)

資源化にならないものは、何があるのでしょうか。

回 答)

例えば鉄とかアルミなどについては売却します。売却ができないような不燃物につきましては、資源化事業者へ委託し、こちらからお金を支払いし資源化していただくものでございます。

参加者)

最終処分場で処分するものは、結局ゼロと考えてよろしいでしょうか。

回 答)

最終処分場への埋立ては考えておりません。

《厚木愛甲環境施設組合第5回事業報告会（工事説明会）の様子》

10月16日（土） 依知南公民館

